

障害者差別解消法施行後における地域移行、地域生活支援のあり方に関する研究  
—施設入所支援における青年層入所者の分析を通して—

○ 中京大学 伊藤 葉子 (会員番号 02359)

河口 尚子 (立命館大学・会員番号 07648)

キーワード：地域移行、施設入所支援、青年層入所者

### 1. 研究目的

本研究は、障害者支援施設における施設入所支援利用者のなかでも、特別支援学校高等部等を卒業後、施設入所をしていることが予想される10代から20代の青年層に着目しつつ、施設入所者の入所状況と入所理由等の分析を通して、「障害者差別解消法」施行後における地域移行、地域生活支援のあり方を検討することを目的としている。

### 2. 研究の視点および方法

「障害者差別解消法」における「共生する社会の実現」は、障害者権利条約第19条にある「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」でもある。国は、現在、第5期障害福祉計画において、平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とすることとしているが、現状の達成率を踏まえると困難も予想される。地域生活への移行、定着については、居住支援の整備にとどまらず、日中活動の支援のさらなる充実が必要である。なかでも、特別支援学校高等部等を卒業した青年層への支援は、在学中から卒業後を見通した地域支援との結びつきが不可欠であろう。

本報告では、「青年期に施設入所せざるを得なかった現状」を踏まえながら、施設入所の実態を通して「入所者の現状」「地域移行に向けた課題」を取り上げる。

- ・調査方法：①障害者施設入所支援実施施設に対する入所状況の把握のためのアンケート調査(第一次調査)の実施、②協力が得られた施設職員及び利用者への訪問聞き取り調査(第二次調査)の実施
- ・調査期間：①第一次調査：2016年11月、②第二次調査：2017年3月
- ・調査対象及び実施状況：訪問聞き取り調査(第二次調査)の移動範囲を考慮し、愛知、岐阜、三重、静岡の東海4県211施設。①第一次調査：アンケート回収率102(48.3%)、有効回答数97、②第二次調査：訪問聞き取り調査12施設

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会「研究倫理指針」を遵守している。具体的には、第一次調査であるアンケート調査においては、無記名での回答も可能とした。さらに、第二次調査である訪問聞き取り調査については、実施の可否について回答を得た上で、訪問時に個人情報等に関する説明を行い、同意を得た上で「調査研究協力及び個人情報取り扱い同意書」

に署名をいただいた。

#### 4. 研究結果

第一次調査によると、現在、施設入所している10代の42.9%（56名のうち24名）、20代の15.6%（307名のうち48名）が高校卒業後直後（以下、高卒直後）の施設入所であった。身体障害の入所者のいる34施設では10代の高卒直後入所は69.2%（13名のうち9名）、知的障害のある入所者のいる74施設では10代の高卒直後入所は40%（50名のうち20名）であった。聞き取り調査などにより、高卒直後入所よりも以前に「障害者」施設が空き次第、高等部中退入所の例も存在した。

入所施設における地域移行状況については、「地域移行は必要性が高いが取り組めていない」（64.9%）、「必要性を感じない」（18.6%）と回答し、地域移行スタッフの配置がない施設が83.5%であった。過去5年間のうち、地域移行実績が「0人」回答は39施設（40.2%）、実績のある施設は51施設（52.6%）、1施設あたりの平均地域移行者数は2.8人、合計移行者数は250名。地域移行者250名のうち、141名（56.4%）がグループホーム（以下、GH）への移行であった。現在、地域移行希望者のいる施設は50施設（51.5%）、「0人」回答は38施設（39.2%）であった。地域移行を進めるうえで、不足している条件は、「住居の確保（72.2%）」「家族の理解（63.9%）」「本人の意思（43.3%）」「所得保障（39.2%）」であった。ただし、県別ではやや異なる結果であった。

第二次調査では、高卒直後入所者の多くは、児童期から児童福祉施設に入所していることが多く、その背景には、「養育者の不足（ひとり親家庭等）」、「家庭を支える社会資源の不足（子育て支援の不足）」、「自宅でなければ施設という選択の幅の狭さ（もしくは、情報の不足）」、「本人の育ちに応じた必要な支援の不足（地域生活における親以外の支援者との関係構築の困難さ）」、「児童期と成人期の支援の連続性の不足」等が挙げられた。

#### 5. 考察

今回の調査では、本人はもとより、特別支援学校や家庭において、地域の資源を利用した親元でない地域生活を具体的にイメージする機会が乏しいことが明らかとなった。それゆえ、児童期からの移動支援の活用や重度訪問介護等の利用を通して、児童施設に入所する前に、子どもが親以外の支援者との関係をつくり、地域生活を継続する体制のさらなる充実が必要であろう。

施設内支援においては、特に知的障害のある人に対する、意思形成、意思決定、意思実現支援が必要であり、強度行動障害に対する職員の研修や、より重度の人に対する個別ケアが実行できる職員体制が求められる。また、支援者だけでなく、障害者自身が、「施設ではない暮らし」を具体的に理解できる取組みを行う必要がある。

本研究は、公益財団法人みずほ福祉助成財団による「平成28年度社会福祉助成金事業」の研究成果の一部である。